

(経費)

第39条 本連盟の経費は、会費、寄附金、利子、その他の収入をもって充てる。

2 本連盟に基金をおくことができる。

(会計年度)

第40条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の議決を受けなければ変更することができない。

第10章 雜 則

(委任)

第42条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則 この規約は、平成18年4月1日から施行する。

栃木県書道連盟組織図

